

中小企業の皆さんへ



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



金融庁



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小・小規模企業を 全力をあげて応援します！

—2009年4月10日 新たな経済対策を決定！—



資金繰り支援をさらに拡充します！

○緊急保証の拡充

- 緊急保証の枠を20兆円から、さらに30兆円にまで拡大します。
- 据置期間を2年に延長します。無担保で8,000万円を超える保証の相談にも対応します。

➤➤➤ (ご相談) お近くの 金融機関、信用保証協会へ

○日本政策金融公庫、商工中金によるセーフティネット貸付の拡充等

- セーフティネット貸付の枠を10兆円から、さらに15.4兆円にまで拡大します。(うち、商工中金の危機対応業務は0.9兆円から、3.3兆円にまで拡大)
- 無担保・無保証人融資の金利を引き下げ、より使いやすくします。※1
- 関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている中小企業や、雇用の維持・確保に取り組む中小企業の方への貸付け金利も引き下げます。※1
- 元本返済猶予など既往債務の条件変更に積極的に対応します。

➤➤➤ (ご相談) お近くの  日本政策金融公庫 商工中金へ

注: 上記※1については、日本政策金融公庫のみの取扱いになります。

○小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充

- 小規模事業者経営改善資金融資の返済期間、融資限度額について拡充します。

返済期間(運転資金)	: 5年(据置6カ月) → 7年(据置1年)
〃 (設備資金)	: 7年(据置6カ月) → 10年(据置2年)
融資限度額	: 1,000万円 → 1,500万円

➤➤➤ (ご相談) お近くの 商工会、商工会議所へ

○民間金融機関の円滑な資金供給の促進

- 金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査を実施しています。※2
- 金融機能強化法の活用を促進しています。※3
- 緊急保証に係る金融機関の自己資本比率規制のリスクウェイトを10%から0%に見直しました。※4

(お問い合わせ先) 金融庁 03-3506-6000 (代表)

➤➤➤ ※2について 監督局銀行第二課 (内線3764) 検査局総務課 (内線2771・2509)
※3について 監督局銀行第二課 (内線3764)
※4について 監督局総務課バーゼルⅡ推進室 (内線3725)

○現場の声を制度の運営に反映

- 各地の経済産業局に設置した「中小企業金融貸し渋り110番」でご相談を伺います。
- 金融に関するご意見やお悩みを伺う会を全国で開催しています。

○中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金の金利引下げ

- 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）において、取引先が倒産した場合の共済金貸付とは別に、共済契約者が掛金納付の月数に応じて利用できる「一時貸付金」の金利を、1.5%から0.5%に引き下げます。

（お問い合わせ先）
（独）中小企業基盤整備機構（<http://www.smrj.go.jp>）専用ダイヤル Tel03-5470-1514

ものづくり・販路開拓などを支援します！

○ものづくり技術力の維持・強化

- ものづくり中小企業の有する、基盤技術^{※5}の高度化に対する支援を強化します。
※5 金型、鍛造、鋳造、金属プレス加工、組込みソフトウェア、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、動力伝達、熱処理、溶接、めっき、部材の結合、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、発酵、真空の維持 の20分野
- ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓に至るまで支援します。

○国内外の販路開拓の支援

- 欧米やアジア・中東などで、中小企業の販路の開拓、現地へのミッション派遣、海外見本市の出展、バイヤーとの商談会、百貨店などでの販売コーナー設置を実施します。
- 専門家によるハンズオン支援や、国内主要都市の百貨店、アウトレットなどに地域産品販路拡大のための販売スペースを設置します。

○下請対策の強化

- 下請取引の適正化に向けた取組を強化するため、大都市以外の地域においても、下請代金法説明会や弁護士無料相談会（「地域巡回セミナー」）を開催します。

○中小企業の再生支援の強化

- 過剰な債務を軽減したり、繰り延べたりすれば事業が再生出来る企業を各県の中小企業再生支援協議会が全力で支援します。
再生支援協議会の一覧はこちらをご参考ください
（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm）

商店街の取組を応援します！

- 空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対応する取組を支援します。
- 地域の特色を活かした食材や日用品、観光資源を活用したイベントなど、消費を刺激する取組を支援します。

雇用維持に取り組む中小・小規模企業を支援します！

- 雇用調整助成金の支給の迅速化・簡素化を推進しています。
 - 労働者の解雇などを行わない場合に、助成率を上乗せします。
 - ・中小企業緊急雇用安定助成金では、3年間で300日を支給限度日数として、休業手当相当額の4/5(解雇などを行わない場合は、9/10。教育訓練を行う場合は、1人1日6,000円加算)を支給。
 - 「残業削減雇用維持奨励金」を創設しました。
 - ・残業を大幅に削減し、労働者の解雇などを行わない場合に、雇用が維持された以下の労働者1人当たり以下の額を支給します。
 - 有期契約労働者：30万円/年 ○受け入れている派遣労働者：45万円/年
- (お問い合わせ先)
- 都道府県労働局 <http://www.mhiw.go.jp/general/sosiki/chihou/>
全国のハローワーク(公共職業安定所) <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
-
- 中小企業庁が実施する、人材確保・育成のための「実践型研修」は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。

中小企業庁HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)
実践型研修の「特設サイト」をご覧ください。

経済危機対策における税制改正！

- 交際費等の損金不算入制度について、資本金一億円以下の法人の定額控除限度額※を400万円から600万円に引き上げ、交際費課税を軽減します。
 - ※定額控除額の90%まで損金算入可能。

経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業課／中小企業金融課

TEL 048-600-0334(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

TEL 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

TEL 092-482-5448(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

TEL 022-222-2425(直)

TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755(直)

最新の情報は 中小企業庁ホームページ
<http://chusho.meti.go.jp/>

モバイル中小企業庁 からご覧になれます！

<http://chusho.mjmk.jp> QRコードからもアクセスできます！→



※融資・保証については、保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。
あらかじめご了承ください。